



2022年5月23日

各 位

会 社 名 リズム株式会社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 平 田 博 美  
(コード番号 7769 東証プライム)  
問 合 せ 先 取 締 役 常 務 執 行 役 員 山 崎 勝 彦  
(TEL 048-643-7241)

(訂正)「定款一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

2022年5月12日に公表いたしました「定款一部変更に関するお知らせ」につきまして、一部誤りがありましたので、下記の通りお知らせいたします。訂正箇所は太字・網掛けを付して表示しております。

記

1. 訂正の理由

付則4条、5条の記載に誤りが判明したため、訂正するものであります

2. 訂正箇所 定款変更の内容

(訂正前)

変更前定款	変更後定款
<p>(参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第16条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従い、インターネットで開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

変更前定款	変更後定款
<p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役(監査等委員である者を除く。)は10名以内とする。</p> <p>② 当社の監査等委員である取締役は、<u>4名</u>以内とする。</p>	<p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役(監査等委員である者を除く。)は10名以内とする。</p> <p>② 当社の監査等委員である取締役は、<u>5名</u>以内とする。</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>附 則</p> <p><u>第3条 変更前定款第16条(参考書類等のインターネット開示)の削除および変更後定款第16条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>第4条 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条(参考書類等のインターネット開示)はなお効力を有する。</u></p> <p><u>第5条 本附則の第3条から第5条までは、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

(訂正後)

変更前定款	変更後定款
<p><u>(参考書類等のインターネット開示)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従い、インターネットで開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>&lt;削除&gt;</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役(監査等委員である者を除く。)は10名以内とする。</p> <p>② 当社の監査等委員である取締役は、<u>4名</u>以内とする。</p>	<p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役(監査等委員である者を除く。)は10名以内とする。</p> <p>② 当社の監査等委員である取締役は、<u>5名</u>以内とする。</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>附 則</p> <p><u>第3条 変更前定款第16条(参考書類等のインターネット開示)の削除及び変更後定款第16条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月</u></p>

変更前定款	変更後定款
	<p data-bbox="884 163 1270 192"><u>1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="804 241 1359 378">第4条 <u>前条の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="804 427 1359 539">第5条 本附則の第3条から第5条までは、2023年3月1日または前条の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

以上